議案第41号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月22日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条 例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例(平成18年渋川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

21 令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額は、同号に規定する月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

北橘運動場ブロック積み擁壁倒壊等に係る裁判に関しての損害賠償金の支払い等、一連の道義的責任を取るため、市長の給料の減額措置を講じたいので、所要の改正をしようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 現 行 附 則 1 ~ 20 (略) 21 令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額は、同号に規定する月額から当該月額の100分の10に相当する額を滅じた額とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。
1~20 (略) 1~20 (略) 21 令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間においては、第2 条第1号の規定による市長の給料月額は、同号に規定する月額から当該月 額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第4条第2